

令和5年度 産業医研修会実施要領

地方公共団体における職場環境は技術の進歩や社会経済情勢を反映した財政事情、そして住民意識の多様化などにより大きく変化しており、職員の心身への影響も変容してきています。

このため、地方公共団体における安全衛生管理体制や職場における健康づくりにおいて、重要な役割を負う産業医に非常に大きな期待が寄せられ、その専門性が一層求められています。

当協会では、地方公共団体が選任している産業医やこれから地方公共団体の産業医になろうとする医師を対象とし、産業医の職務について、地方公共団体の職場の実情に即した内容を中心とした研修会を下記のとおり実施いたします。

なお、本研修会は、日本医師会認定産業医制度における基礎研修（後期研修）会又は生涯研修（専門研修）会として、受講されますと5単位取得できます。（指定申請中）

記

1. 主 催：（公社）東京都医師会（指定申請中）
協力団体：（一財）地方公務員安全衛生推進協会
2. 期 日：令和6年2月8日（木） 9時45分～16時30分
3. 会 場：大手町サンケイプラザ
東京都千代田区大手町1-7-2 TEL：03-3273-2257
〔交通案内〕
 - ・東京メトロ 丸の内線、半蔵門線、千代田線、東西線 及び
都営三田線 各線「大手町駅」下車A4・E1出口直結
 - ・東京駅 丸の内北口より 徒歩7分
4. 参加資格：地方公共団体関係の医師
 - ┌ 地方公共団体が選任している産業医（常勤職員、非常勤嘱託員）
 - └ 地方公共団体に勤務し、産業医に選任予定の医師

※ 地方公共団体関係以外の一般の医師は受講できません。
5. 定 員：250名
6. 受講料：1名につき 3,300円（税込）
（研修会終了後、請求書を発送します。指定の口座へお振込みください。）

7. カリキュラム及び講師

時 間	内 容
9 : 2 0 ~ 9 : 4 5	〔受付〕
9 : 4 5 ~ 9 : 5 5	〔開講挨拶〕 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 理事長 洲上 俊則
9 : 5 5 ~ 1 0 : 2 5	〔講義1〕「地方公共団体の安全衛生の現状と課題」 総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室 室 長 久代 伸次
1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 3 0	〔休憩〕
1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	〔講義2〕「職場の健康管理と産業医の役割について」 (一社) 日本精神科産業医協会 共同代表 日本 CHR コンサルティング㈱ 代表取締役 渡辺 洋一郎
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	〔昼食・休憩〕
1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0	〔講義3〕「公務職場における生活習慣病対策」 なかじまちあき内科クリニック 院長 中嶋 千晶
	〔休憩〕
1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0	〔講義4〕「定年延長を見据えた高年齢労働者の増加 に対するこれからの産業保健活動」 ㈱健康企業 代表・医師 亀田 高志
1 6 : 1 0 ~ 1 6 : 3 0	〔閉講〕事務連絡・単位シール配付等

※講義内容につきましては、変更になる場合があります。

8. 申込方法等 各地方公共団体の長部局の安全衛生担当課で受講希望者を取りまとめる
うえ、指定の申込書により当協会研修課あてメールでお申し込みく
ださい。

- ※ 指定の申込書は、当協会のホームページからダウンロードできます。
- ※ FAX でのお申込みはできません。
- ※ 後日、受講票を送付いたします。なお、受講票は、単位シール配付の際の引換となりますので、研修会当日は必ずご持参ください。

9. 申込開始：令和5年11月1日（水）9時から（先着順）

※初日の申込みは殺到しますので、公正を期するため9時より前の申込みは無効とさせていただきます。ご理解、ご協力の上、申込時間を遵守くださいますようお願いいたします。

10. 締 切 日：令和6年1月9日（火）まで（定員になり次第締め切ります。）

11. その他

- （1）当協会では、別添のとおり感染対策等を定めて対応することとしております。
- （2）毎年、多数のキャンセル待ちが発生しております。このため、参加可能となった方で、その後やむを得ずキャンセルされる場合は、速やかにご連絡ください。できる限り多くの方が参加できますようご協力をお願いします。

<問い合わせ・申込先>

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 研修課

〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目2番地 垣見麹町ビル3F

TEL:03-3230-2021

Eメール: sangyoui@jalsha.or.jp

ホームページ:<https://jalsha.or.jp>

(別添)

令和 5 年 4 月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

当協会が開催する研修会等における感染対策等の対応について

本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類の感染症に変更される予定であることを踏まえ、当協会が開催する研修会等の運営に際し、今後の感染対策等については下記の対応とする。

なお、今後の感染状況や国の方針等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

記

1 主催研修会における募集定員について

当面の間（夏頃まで）は、感染状況が終息していないことを踏まえ、3 密回避のために定員の割り落とし（概ね会場収容定員の 8 割程度）を行う。

2 マスクの着用可否について

① 受講生

○「個人判断」を原則とする。

- ・講義時のマスクの着用は求めない。
- ・ただし、「グループワーク」のような近接した人同士で会話の機会がある場合は、できる限りマスクの着用を奨励する。

② 講師

○「個人判断」を原則とする。

- ・協会からマスクの着用は求めない。

③ 協会職員

○「個人判断」を原則とする。

- ・当面の間、受付担当者はマスクを着用とする。
- ・各自において健康状態の確認、咳エチケット、手洗い消毒を徹底する。

3 基本的感染対策について

- ・会場設営にあたっては、できる限り人同士の距離（空間）を確保し、適切に換気を行う。
- ・会場入口にアルコール消毒液を設置する。
- ・講義時使用物品（マイクなど）は、適宜消毒を実施する。
- ・マスクなしでの大声での会話はできる限り控えるようアナウンスする。

4 共催研修会等の対応について

研修時のマスクの着用や感染防止対策については、各共催団体や開催会場の対応方針に基づくこととする。

以上